

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>目次</p> <p>第一章～第八章（略）</p> <p>第九章 厚生年金基金及び企業年金連合会</p> <p>第一節 厚生年金基金</p> <p>第一款～第六款（略）</p> <p>第七款 基金間の移行等（<u>第四百二十二条</u> <u>第四百四十四条の四</u>）</p> <p>第八款 確定拠出年金への移行等（<u>第四百四十四条の五</u>・<u>第四百四十四条の六</u>）</p> <p>第九款（略）</p> <p>第二節 企業年金連合会</p> <p>第一款（略）</p> <p>第二款 設立及び管理（<u>第五百二十二条</u> <u>第五百五十八条の五</u>）</p> <p>第三款 連合会の行う業務（<u>第五百二十九条</u> <u>第六百六十五条の四</u>）</p> <p>第四款（略）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>附則</p> <p>（調整期間）</p> <p>第三十四条 政府は、<u>第二条</u>の四第一項の規定による財政の現況及び見通しを作成するに当たり、厚生年金保険事業の財政が、財政均衡期間</p> | <p>目次</p> <p>第一章～第八章（略）</p> <p>第九章 厚生年金基金及び厚生年金基金連合会</p> <p>第一節 厚生年金基金</p> <p>第一款～第六款（略）</p> <p>第七款 合併及び分割（<u>第四百二十二条</u> <u>第四百四十四条の二</u>）</p> <p>第八款 確定拠出年金への移行（<u>第四百四十四条の三</u>）</p> <p>第九款（略）</p> <p>第二節 厚生年金基金連合会</p> <p>第一款（略）</p> <p>第二款 設立及び管理（<u>第五百二十二条</u> <u>第五百五十八条の四</u>）</p> <p>第三款 連合会の行う業務（<u>第五百二十九条</u> <u>第六百六十五条</u>）</p> <p>第四款（略）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>附則</p> <p>（調整期間）</p> <p>第三十四条 政府は、<u>第二条</u>の四第一項の規定による財政の現況及び見通しを作成するに当たり、厚生年金保険事業の財政が、財政均衡期間</p> |

の終了時に保険給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金（厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金並びに第八十五条の二及び第六十一条第一項に規定する責任準備金をいう。）を保有しつつ当該財政均衡期間にわたつてその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、保険給付の額を調整するものとし、政令で、保険給付の額を調整する期間（以下「調整期間」という。）の開始年度を定めるものとする。

2・3（略）

（厚生年金基金に関連する特例）

第四十四条の二（略）

2 前項の規定は、次の各号に掲げる期間については、適用しない。

一 その者が当該老齢厚生年金の受給権を取得する前に厚生年金基金が確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第六十一条第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされた場合又は同法第十二条第四項の規定により消滅した場合における当該厚生年金基金の加入員であつた期間（企業年金連合会又は他の厚生年金基金がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間を除く。）

二 その者が当該老齢厚生年金の受給権を取得する前に企業年金連合会が解散した場合における当該企業年金連合会がその支給に関する義務を負つていた年金たる給付の額の計算の基礎となる厚生年金基金の加入員であつた期間（他の厚生年金基金がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間を除く。）

3 前項第一号に規定する場合において、当該厚生年金基金の加入員又

の終了時に保険給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金（厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金並びに第八十五条の二及び第六十二条の三第一項に規定する責任準備金をいう。）を保有しつつ当該財政均衡期間にわたつてその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、保険給付の額を調整するものとし、政令で、保険給付の額を調整する期間（以下「調整期間」という。）の開始年度を定めるものとする。

2・3（略）

（厚生年金基金に関連する特例）

第四十四条の二（略）

2 前項の規定は、次の各号に掲げる期間については、適用しない。

一 その者が当該老齢厚生年金の受給権を取得する前に厚生年金基金が確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第六十一条第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされた場合又は同法第十二条第四項の規定により消滅した場合における当該厚生年金基金の加入員であつた期間（厚生年金基金連合会がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間を除く。）

二 その者が当該老齢厚生年金の受給権を取得する前に厚生年金基金連合会が解散した場合における当該厚生年金基金連合会がその支給に関する義務を負つていた年金たる給付の額の計算の基礎となる厚生年金基金の加入員であつた期間

3 前項第一号に規定する場合において、当該厚生年金基金の加入員又

は加入員であつた者が老齢厚生年金の受給権者であるときは、第一項の規定にかかわらず、当該老齢厚生年金の額は当該厚生年金基金の加入員であつた期間（企業年金連合会又は他の厚生年金基金がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間を除く。）が厚生年金基金の加入員であつた期間でないものとして同項の規定の例により計算した額とするものとし、当該厚生年金基金が解散又は消滅した月の翌月から、当該老齢厚生年金の額を改定する。

4 企業年金連合会が解散した場合において、当該企業年金連合会が年金たる給付の支給に関する義務を負っている者が老齢厚生年金の受給権者であるときは、第一項の規定にかかわらず、当該老齢厚生年金の額は当該義務に係る年金たる給付の額の計算の基礎となる厚生年金基金の加入員であつた期間（他の厚生年金基金がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間を除く。）が厚生年金基金の加入員であつた期間でないものとして同項の規定の例により計算した額とするものとし、当該企業年金連合会が解散した月の翌月から、当該老齢厚生年金の額を改定する。

（企業年金連合会の解散に伴う責任準備金相当額の徴収）

第八十五条の二 政府は、企業年金連合会が解散したときは、その解散した日において当該企業年金連合会が年金たる給付の支給に関する義務を負っている者に係る政令の定めるところにより算出した責任準備金に相当する額を当該解散した企業年金連合会から徴収する。

第二百二条（略）

は加入員であつた者が老齢厚生年金の受給権者であるときは、第一項の規定にかかわらず、当該老齢厚生年金の額は当該厚生年金基金の加入員であつた期間（厚生年金基金連合会がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間を除く。）が厚生年金基金の加入員であつた期間でないものとして同項の規定の例により計算した額とするものとし、当該厚生年金基金が解散又は消滅した月の翌月から、当該老齢厚生年金の額を改定する。

4 厚生年金基金連合会が解散した場合において、当該厚生年金基金連合会が年金たる給付の支給に関する義務を負っている者が老齢厚生年金の受給権者であるときは、第一項の規定にかかわらず、当該老齢厚生年金の額は当該義務に係る年金たる給付の額の計算の基礎となる厚生年金基金の加入員であつた期間が厚生年金基金の加入員であつた期間でないものとして同項の規定の例により計算した額とするものとし、当該厚生年金基金連合会が解散した月の翌月から、当該老齢厚生年金の額を改定する。

（厚生年金基金連合会の解散に伴う責任準備金相当額の徴収）

第八十五条の二 政府は、厚生年金基金連合会が解散したときは、その解散した日において当該厚生年金基金連合会が年金たる給付の支給に関する義務を負っている者に係る政令の定めるところにより算出した責任準備金に相当する額を当該解散した厚生年金基金連合会から徴収する。

第二百二条（略）

2 解散した企業年金連合会が、正当な理由がなくて、第八十五条の二の規定により負担すべき徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときも、前項と同様とする。

第九章 厚生年金基金及び企業年金連合会

(基金の業務)

第三百三十条 (略)

2～4 (略)

5 基金は、その業務の一部を、政令で定めるところにより、信託会社（信託業務を営む銀行を含む。以下同じ。）、生命保険会社、農業協同組合連合会（全国を地区とし、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第十条第一項第十号の事業のうち生命共済の事業を行うものに限る。以下同じ。）、企業年金連合会その他の法人に委託することができる。

第七款 基金間の移行等

(合併)

第四百四十二条 (略)

2・3 (略)

4 基金が合併したときは、合併により消滅した基金の加入員であつた者の当該基金の加入員であつた期間は、合併により設立された基金又は合併後存続する基金の加入員であつた期間とみなす。ただし、企業年金連合会又は他の基金がその支給に関する義務を承継している老齢

2 解散した厚生年金基金連合会が、正当な理由がなくて、第八十五条の二の規定により負担すべき徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときも、前項と同様とする。

第九章 厚生年金基金及び厚生年金基金連合会

(基金の業務)

第三百三十条 (略)

2～4 (略)

5 基金は、その業務の一部を、政令で定めるところにより、信託会社（信託業務を営む銀行を含む。以下同じ。）、生命保険会社、農業協同組合連合会（全国を地区とし、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第十条第一項第十号の事業のうち生命共済の事業を行うものに限る。以下同じ。）、厚生年金基金連合会その他の法人に委託することができる。ただし、年金数理に関する業務は、厚生年金基金連合会に委託することができない。

第七款 合併及び分割

(合併)

第四百四十二条 (略)

2・3 (略)

4 基金が合併したときは、合併により消滅した基金の加入員であつた者の当該基金の加入員であつた期間は、合併により設立された基金又は合併後存続する基金の加入員であつた期間とみなす。ただし、厚生年金基金連合会がその支給に関する義務を承継している老齢年金給付

年金給付の額の計算の基礎となる基金の加入員であつた期間については、この限りでない。

(分割)

第四百四十三条 (略)

2～6 (略)

7 基金が分割したときは、分割により設立された基金に老齢年金給付の支給に関する義務が承継された者の分割により消滅した基金又は分割後存続する基金の加入員であつた期間は、当該義務を承継した分割により設立された基金の加入員であつた期間とみなす。ただし、企業年金連合会又は他の基金がその支給に関する義務を承継している老齢年金給付の額の計算の基礎となる基金の加入員であつた期間については、この限りでない。

(基金間の権利義務の移転)

第四百四十四条の二 甲基金は、乙基金に申し出て、甲基金の設立事業所(政令で定める場合にあつては、設立事業所の一部。以下この条において「脱退事業所」という。)に使用される甲基金の加入員又は加入員であつた者に係る甲基金の加入員であつた期間(企業年金連合会又は他の基金がその支給に関する義務を承継している老齢年金給付の額の計算の基礎となる甲基金の加入員であつた期間を除く。)に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を移転することができる。

の額の計算の基礎となる基金の加入員であつた期間については、この限りでない。

(分割)

第四百四十三条 (略)

2～6 (略)

7 基金が分割したときは、分割により設立された基金に老齢年金給付の支給に関する義務が承継された者の分割により消滅した基金又は分割後存続する基金の加入員であつた期間は、当該義務を承継した分割により設立された基金の加入員であつた期間とみなす。ただし、厚生年金基金連合会がその支給に関する義務を承継している老齢年金給付の額の計算の基礎となる基金の加入員であつた期間については、この限りでない。

(基金間の権利義務の移転)

第四百四十四条の二 甲基金は、乙基金に申し出て、甲基金の設立事業所(政令で定める場合にあつては、設立事業所の一部。以下この条において「脱退事業所」という。)に使用される甲基金の加入員に係る甲基金の加入員であつた期間(厚生年金基金連合会がその支給に関する義務を承継している老齢年金給付の額の計算の基礎となる甲基金の加入員であつた期間を除く。)に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を移転することができる。

2 前項の規定により権利義務の移転を行う場合には、甲基金は、乙基金に申し出て、脱退事業所に使用される甲基金の加入員であつた者であつて当該加入員の資格を喪失したもの(同項に規定する脱退事業所

2| 甲基金が前項の規定により権利義務の移転を申し出るには、甲基金の代議員会において代議員の定数の四分の三以上の多数により議決した上で、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

3| 乙基金は、第一項の規定により権利義務の移転の申出があつたときは、当該年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を承継することができる。

4| (略)

5| 乙基金が第三項の規定により権利義務を承継したときは、乙基金に老齢年金給付の支給に関する義務が承継された者の甲基金の加入員であつた期間は、乙基金の加入員であつた期間とみなす。

に使用される甲基金の加入員を除く。)又はその死亡を支給理由とする甲基金の年金たる給付の受給権を有する者(次項において「遺族」という。)のうち次項の同意をしたものに係る甲基金の加入員であつた期間(厚生年金基金連合会がその支給に関する義務を承継している老齢年金給付の額の計算の基礎となる甲基金の加入員であつた期間を除く。)に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を移転することができる。

3| 甲基金が前項の規定により当該甲基金の加入員の資格を喪失した者又はその遺族に係る権利義務の移転を申し出るには、当該加入員の資格を喪失した者又はその遺族の同意を得なければならない。

4| 甲基金が第一項及び第二項の規定により権利義務の移転を申し出るには、脱退事業所の事業主の全部及び当該脱退事業所に使用される甲基金の加入員の二分の一以上の同意を得、並びに甲基金の代議員会において代議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、及び甲基金の脱退事業所以外の設立事業所に係る代議員の四分の三以上の同意を得た上で、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

5| 前項の場合において、脱退事業所が二以上であるときは、甲基金の加入員の同意は、各脱退事業所について得なければならない。

6| 乙基金は、第一項及び第二項の規定により権利義務の移転の申出があつたときは、当該年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を承継することができる。

7| (略)

8| 乙基金が第六項の規定により権利義務を承継したときは、乙基金に老齢年金給付の支給に関する義務が承継された者の甲基金の加入員であつた期間は、乙基金の加入員であつた期間とみなす。

9| 乙基金が第六項の規定により権利義務を承継することにより、甲基

金の設立事業所が減少することとなるときは、当該脱退事業所については前条第一項の規定による同意を得たものとみなす。

(他の基金への権利義務の移転及び脱退一時金相当額の移換)

第四百四十四条の三 甲基金の中途脱退者(当該基金の加入員の資格を喪失した者(当該加入員の資格を喪失した日において当該基金が支給する老齢年金給付の受給権を有する者を除く。))であつて、政令で定めるところにより計算したその者の当該基金の加入員であつた期間が政令で定める期間に満たないものをいう。以下同じ。)は、乙基金の加入員の資格を取得した場合であつて、甲基金及び乙基金の規約において、あらかじめ、甲基金から乙基金に甲基金の加入員であつた期間に係る老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転ができる旨が定められているときは、甲基金に当該権利義務の移転を申し出ることができる。

2 甲基金は、前項の規定により権利義務の移転の申出があつたときは、乙基金に当該老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転を申し出るものとする。

3 乙基金は、前項の規定により権利義務の移転の申出があつたときは、当該老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継するものとする。

4 前項の規定により乙基金が当該老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継する場合には、甲基金から乙基金に年金給付等積立金(当該老齢年金給付に充てるべき積立金に限る。))を移換するものとする。

5 第一項の申出を行う中途脱退者は、乙基金の規約において、あらかじめ、甲基金から脱退を支給理由とする第三百三十条第二項の一時金たる給付(以下「脱退一時金」という。))の額に相当する額(以下「脱

退一時金相当額」という。()の移換を受けることができる旨が定められている場合においては、当該申出に併せて、甲基金に脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

6 甲基金は、前項の規定により脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、乙基金に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

7 乙基金は、前項の規定により脱退一時金相当額の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、規約で定めるところにより、当該中途脱退者に対し、第三百三十条第一項から第三項までに規定する給付(以下「老齡年金給付等」という。)の支給を行うものとする。

8 甲基金は、第六項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

9 乙基金は、第三項の規定により当該老齡年金給付の支給に関する権利義務を承継したとき、又は第七項の規定により老齡年金給付等の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該中途脱退者に通知しなければならぬ。

(政令への委任)

第一百四十四条の四 この款に定めるもののほか、基金の合併及び分割、設立事業所の増減、基金間の権利義務の移転及び承継並びに脱退一時金相当額の移換に関し必要な事項は、政令で定める。

第八款 確定拠出年金への移行等

(確定拠出年金を実施する場合における手続)

第八款 確定拠出年金への移行

(確定拠出年金を実施する場合における手続)

第百四十四条の五 基金は、規約で定めるところにより、年金給付等積立金の一部を、設立事業所の事業主が実施する企業型年金（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第二項に規定する企業型年金をいう。以下同じ。）における当該設立事業所に使用される加入員の個人別管理資産（同条第十二項に規定する個人別管理資産をいう。以下この条において同じ。）に充てる場合には、政令で定めるところにより、当該年金給付等積立金の一部を当該企業型年金の資産管理機関（同条第七項第一号ロに規定する資産管理機関をいう。以下同じ。）に移換することができる。

2・3 (略)

4 解散した基金は、規約で定めるところにより、残余財産の全部又は一部を、当該解散した基金に係る適用事業所の事業主が実施する企業型年金における当該適用事業所に使用される被保険者の個人別管理資産に充てる場合には、政令で定めるところにより、当該残余財産の全部又は一部を当該企業型年金の資産管理機関に移換することができる。この場合において、第百四十七条第四項中「残余財産」とあるのは、「残余財産（第百四十四条の五第四項の規定により移換されたものを除く。）」とする。

5 (略)

(基金から確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換)

第百四十四条の六 基金の中途脱退者は、企業型年金加入者（確定拠出年金法第二条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。第百六十五条の三第一項において同じ。）又は個人型年金加入者（同法第二条第十項に規定する個人型年金加入者をいう。第百六十五条の三第一項において同じ。）の資格を取得したときは、当該基金に当該企業型年金

第百四十四条の三 基金は、規約で定めるところにより、年金給付等積立金の一部を、設立事業所の事業主が実施する企業型年金（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第二項に規定する企業型年金をいう。以下この条において同じ。）における当該設立事業所に使用される加入員の個人別管理資産（同条第十二項に規定する個人別管理資産をいう。以下この条において同じ。）に充てる場合には、政令で定めるところにより、当該年金給付等積立金の一部を当該企業型年金の資産管理機関（同条第七項第一号ロに規定する資産管理機関をいう。以下この条において同じ。）に移換することができる。

2・3 (略)

4 解散した基金は、規約で定めるところにより、残余財産の全部又は一部を、当該解散した基金に係る適用事業所の事業主が実施する企業型年金における当該適用事業所に使用される被保険者の個人別管理資産に充てる場合には、政令で定めるところにより、当該残余財産の全部又は一部を当該企業型年金の資産管理機関に移換することができる。この場合において、第百四十七条第四項中「残余財産」とあるのは、「残余財産（第百四十四条の三第四項の規定により移換されたものを除く。）」とする。

5 (略)

の資産管理機関又は同法第二条第五項に規定する連合会（以下「国民年金基金連合会」という。）への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができ。

2 当該基金は、前項の規定により脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 当該基金は、前項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

4 当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等（確定拠出年金法第十七条に規定する企業型記録関連運営管理機関等をいう。第六十五條の三第四項において同じ。）又は国民年金基金連合会は、第二項の規定により脱退一時金相当額が当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に移換されたときは、その旨を当該中途脱退者に通知しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、基金から確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換に関し必要な事項は、政令で定める。

（基金の解散による年金たる給付等の支給に関する義務等の消滅）

第四百四十六條 基金は、解散したときは、当該基金の加入員であつた者に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであつた年金たる給付若しくは一時金たる給付でまだ支給していないものの支給又は第四百四十四條の三第四項若しくは第六項、第四百四十四條の六第二項若しくは確定給付企業年金法第一百五條の三第二項の規定により解散した日までに移換すべきであつた年金給付等積立金若しくは脱退一時金相当額でまだ

（基金の解散による年金たる給付等の支給に関する義務の消滅）

第四百四十六條 基金は、解散したときは、当該基金の加入員であつた者に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであつた年金たる給付又は一時金たる給付でまだ支給していないものの支給に関する義務については、この限りでない。

移換していないものの移換に関する義務については、この限りでない。

第二節 企業年金連合会

(連合会)

第百四十九条 基金は、中途脱退者及び解散した基金が老齢年金給付の支給に関する義務を負っていた者（以下「解散基金加入員」という。

）に係る老齢年金給付の支給を共同して行うとともに、第百六十五条から第百六十五条の三までに規定する年金給付等積立金の移換を円滑に行うため、企業年金連合会（以下「連合会」という。）を設立することができる。

2 (略)

(名称)

第百五十一条 連合会は、その名称中に企業年金連合会という文字を用いなければならない。

2 連合会でない者は、企業年金連合会という名称を用いてはならない。

(評議員会)

第百五十五条 (略)

2 (略)

3 評議員は、会員の代表者において互選する。

4～7 (略)

第二節 厚生年金基金連合会

(連合会)

第百四十九条 基金は、第百六十条第一項に規定する中途脱退者及び解散した基金が老齢年金給付の支給に関する義務を負っていた者（以下「解散基金加入員」という。）に係る老齢年金給付の支給を共同して行うため、厚生年金基金連合会（以下「連合会」という。）を設立することができる。

2 (略)

(名称)

第百五十一条 連合会は、その名称中に厚生年金基金連合会という文字を用いなければならない。

2 連合会でない者は、厚生年金基金連合会という名称を用いてはならない。

(評議員会)

第百五十五条 (略)

2 (略)

3 評議員は、会員である基金の理事長において互選する。

4～7 (略)

(会員の資格)

第百五十八条の五 連合会の会員たる資格を有する者は、次の者とする。

一 基金

二 前号の者以外の者であつて、確定給付企業年金(確定給付企業年金法第二条第一項に規定する確定給付企業年金をいう。第百六十五条の二において同じ。)その他政令で定める年金制度を実施するものとして規約で定めるもの。

(連合会の業務)

第百五十九条 連合会は、第百六十条第五項の規定により老齢年金給付の支給に関する義務を承継している中途脱退者及び解散基金加入員に対し老齢年金給付の支給を行うほか、第百六十条の二第三項及び第百六十一条第五項の規定により一時金たる給付の支給を行うものとする。

2 (略)

3 連合会は、第百六十五条第一項、第百六十五条の二第一項又は第百六十五条の三第一項の規定による申出に基づき、基金、確定給付企業年金の資産管理運用機関等(確定給付企業年金法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等をいう。第百六十五条の二第一項から第二項までにおいて同じ。)又は企業型年金の資産管理機関若しくは国民年金基金連合会に年金給付等積立金を移換することができる。

4 連合会は、次の事業を行うことができる。ただし、第一号に掲げる事業を行う場合には、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

一 (略)

二 会員の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業であつて政

(連合会の業務)

第百五十九条 連合会は、第百六十条第五項の規定により老齢年金給付の支給に関する義務を承継している中途脱退者及び解散基金加入員に対し老齢年金給付の支給を行うほか、第百六十条の二第三項及び第百六十二条の三第五項の規定により一時金たる給付の支給を行うものとする。

2 (略)

3 連合会は、次の事業を行うことができる。ただし、第一号に掲げる事業を行う場合には、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

一 (略)

二 基金の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業であつて政

令で定めるもの

5 | 連合会は、基金の加入員及び加入員であつた者並びに前条第二号に規定する年金制度の加入者及び加入者であつた者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

6・7 | (略)

(中途脱退者に係る措置)

第六十条 基金は、政令で定めるところにより、連合会に申し出て、中途脱退者の当該基金の加入員であつた期間に係る老齢年金給付の支給に関する義務を移転することができる。

2・7 | (略)

第六十条の二 基金は、規約の定めるところにより、前条第一項の規定による申出に係る中途脱退者に支給すべき脱退一時金相当額の交付を連合会に申し出ることができる。

2・6 | (略)

令で定めるもの

4 | 連合会は、基金の加入員及び加入員であつた者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

5・6 | (略)

(中途脱退者に係る措置)

第六十条 基金は、政令の定めるところにより、連合会に申し出て、中途脱退者(当該基金の加入員の資格を喪失した者(当該加入員の資格を喪失した日において当該基金が支給する老齢年金給付の受給権を有する者を除く。))であつて、政令の定めるところにより計算したその者の当該基金の加入員であつた期間が政令で定める期間に満たないものをいう。以下同じ。)の当該基金の加入員であつた期間に係る老齢年金給付の支給に関する義務を移転することができる。

2・7 | (略)

第六十条の二 基金は、規約の定めるところにより、前条第一項の規定による申出に係る中途脱退者に支給すべき脱退を支給理由とする第三十条第二項の一時金たる給付(以下「脱退一時金」という。)の額に相当する額(以下「脱退一時金相当額」という。)の交付を連合会に申し出ることができる。

2・6 | (略)

第六十一条 連合会が第六十条第五項の規定により老齢年金給付の支給に関する義務を承継している中途脱退者が再びもとの基金の加入員となつたときは、当該基金は、当該中途脱退者に係る当該老齢年金

給付の支給に関する義務(前条第三項の規定により連合会が当該老齢年金給付の額を加算して支給するものとされている場合にあつては、当該加算された額の老齢年金給付の支給に関する義務とし、同項の規定により連合会が一時金たる給付を支給するものとされている場合にあつては、当該一時金たる給付の支給に関する義務を含む。)を承継するものとする。

2 前項の場合においては、当該基金は、連合会に対し、当該中途脱退者に係る老齢年金給付及び一時金たる給付の現価相当額の交付を請求することができる。

3 前項の現価相当額の計算については、政令で定める。

第百六十二条 第百六十条第一項の規定により中途脱退者に係る老齢年金給付の支給に関する義務を連合会に移転した基金につき合併若しくは分割又は第百四十四条の二第一項の規定による権利義務の移転があつた場合において、当該中途脱退者が当該合併若しくは分割があつた基金の権利義務を承継する基金又は当該権利義務の移転があつた基金の当該権利義務を承継する基金の加入員となつたときは、前条第一項中「再びもとの基金」とあるのは、「合併若しくは分割があつた基金の権利義務を承継する基金又は第百四十四条の二第一項の規定により権利義務を移転した基金の当該権利義務を承継する基金」と読み替へて、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者については、第百四十二条第四項ただし書及び第百四十二条第七項ただし書の規定は、適用しない。

第百六十二条の二 第百六十一条第一項の規定により加算された額の老齢年金給付及び一時金たる給付の支給に関する義務を承継した基金の

第百六十一条 (略)

(障害給付等に係る残余財産の交付)

第百六十二条 (略)

2 (略)

3 前条第六項及び第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第百六十二条第二項」と、「解散基金加入員」とあるのは「第百四十七条第四項に規定する者」と、同条第七項中「第五項の規定により解散基金加入員に係る老齢年金給付の額を加算し、」とあるのは「第百六十二条第二項の規定により年金たる給付」と、「当該解散基金加入員」とあるのは「当該第百四十七条第四項に規定する者」と、それぞれ読み替えるものとする。

4 (略)

当該義務の承継に係る加入員について第百六十条から前条までの規定を適用する場合には、第百六十条第一項及び第三項中「に係る老齢年金給付」とあるのは、「に係る次条第三項の規定によりその額が加算された老齢年金給付及び同項の規定による一時金たる給付」と、同条第五項及び第六項中「老齢年金給付」とあるのは「老齢年金給付及び一時金たる給付」と、第百六十条の二第三項中「一時金たる給付を支給する」とあるのは「一時金たる給付の額を加算する」と、同条第五項中「の額を加算し、又は一時金たる給付を支給する」とあるのは「又は一時金たる給付の額を加算する」と、第百六十一条第一項及び前条第一項中「老齢年金給付」とあるのは「老齢年金給付及び一時金たる給付」とする。

第百六十二条の三 (略)

(障害給付等に係る残余財産の交付)

第百六十二条の四 (略)

2 (略)

3 前条第六項及び第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第百六十二条の四第二項」と、「解散基金加入員」とあるのは「第百四十七条第四項に規定する者」と、同条第七項中「第五項の規定により解散基金加入員に係る老齢年金給付の額を加算し、」とあるのは「第百六十二条の四第二項の規定により年金たる給付」と、「当該解散基金加入員」とあるのは「当該第百四十七条第四項に規定する者」と、それぞれ読み替えるものとする。

4 (略)

(老齢年金給付の支給停止)

第六十三条の二 連合会が第六十一条第二項の規定により支給する老齢年金給付(以下「解散基金に係る老齢年金給付」という。)は、当該解散基金加入員が受給権を有する老齢厚生年金につき第三十八条第一項前段の規定によりその支給が停止されているときは、その間、その支給を停止するものとする。ただし、当該老齢年金給付のうち、第六十一条第五項の規定により加算された額に相当する部分については、この限りでない。

2 (略)

第六十三条の三 老齢厚生年金の受給権者が解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者である場合であつて、第四十六条第四項において読み替えられた同条第一項の規定により当該老齢厚生年金がその全額又は当該老齢厚生年金(第四十四条第一項に規定する加給年金額(以下この項において「加給年金額」という。))が加算されているものに限り、()の額から加給年金額を控除して得た額に相当する部分の全額につき支給を停止されているときは、解散基金に係る老齢年金給付(第六十一条第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。以下この項において「解散基金に係る代行部分」という。)について、支給停止基準額から当該老齢厚生年金の額(加給年金額を除く。)を控除して得た額に解散基金に係る代行部分の額を代行部分の総額で除して得た率を乗じて得た額(次項において「支給停止額」という。)に相当する部分(その額が解散基金に係る代行部分の額以上であるときは、解散基金に係る代行部分の全部)の支給を停止する。

(老齢年金給付の支給停止)

第六十三条の二 連合会が第六十二条の三第二項の規定により支給する老齢年金給付(以下「解散基金に係る老齢年金給付」という。)は、当該解散基金加入員が受給権を有する老齢厚生年金につき第三十八条第一項前段の規定によりその支給が停止されているときは、その間、その支給を停止するものとする。ただし、当該老齢年金給付のうち、第六十二条の三第五項の規定により加算された額に相当する部分については、この限りでない。

2 (略)

第六十三条の三 老齢厚生年金の受給権者が解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者である場合であつて、第四十六条第四項において読み替えられた同条第一項の規定により当該老齢厚生年金がその全額又は当該老齢厚生年金(第四十四条第一項に規定する加給年金額(以下この項において「加給年金額」という。))が加算されているものに限り、()の額から加給年金額を控除して得た額に相当する部分の全額につき支給を停止されているときは、解散基金に係る老齢年金給付(第六十二条の三第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。以下この項において「解散基金に係る代行部分」という。)について、支給停止基準額から当該老齢厚生年金の額(加給年金額を除く。)を控除して得た額に解散基金に係る代行部分の額を代行部分の総額で除して得た率を乗じて得た額(次項において「支給停止額」という。)に相当する部分(その額が解散基金に係る代行部分の額以上であるときは、解散基金に係る代行部分の全部)の支給を停止する。

2・3 (略)

(準用規定)

第百六十四条 第三十七条、第四十条、第四十条の二及び第四十一条第一項の規定は、連合会が支給する年金たる給付及び一時金たる給付について、第三十六条第一項及び第二項並びに第三十九条第二項前段の規定は、連合会が支給する年金たる給付について、第百三十五条の規定は、連合会が支給する老齢年金給付について、第三十五条及び第四十五条の規定は、解散基金に係る老齢年金給付について、第四十一条第二項の規定は、連合会が支給する死亡又は障害を支給理由とする年金たる給付及び一時金たる給付について準用する。この場合において、第三十五条第一項中「、保険給付の額」とあるのは、「、保険給付の額(第百六十一条第五項の規定により加算された額を除く。)」と、第三十七条第一項から第三項まで、第四十条及び第四十五条中「受給権者」とあるのは「受給権を有する者」と、第四十条中「政府」とあり、第四十条及び第四十条の二中「社会保険庁長官」とあるのは「連合会」と、第四十一条第一項及び第四十五条中「老齢厚生年金」とあるのは「連合会が支給する老齢年金給付」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 第八十六条から第八十九条までの規定は、前項において準用する第四十条の二の規定及び第百六十一条第一項の規定による徴収金について準用する。この場合において、第八十六条第一項、第二項及び第五項並びに第八十七条第一項中「社会保険庁長官」とあり、並びに第八十六条第六項中「厚生労働大臣」とあるのは、「連合会」と読み替えるものとする。

3 (略)

2・3 (略)

(準用規定)

第百六十四条 第三十七条、第四十条、第四十条の二及び第四十一条第一項の規定は、連合会が支給する年金たる給付及び一時金たる給付について、第三十六条第一項及び第二項並びに第三十九条第二項前段の規定は、連合会が支給する年金たる給付について、第百三十五条の規定は、連合会が支給する老齢年金給付について、第三十五条及び第四十五条の規定は、解散基金に係る老齢年金給付について、第四十一条第二項の規定は、連合会が支給する死亡又は障害を支給理由とする年金たる給付及び一時金たる給付について準用する。この場合において、第三十五条第一項中「、保険給付の額」とあるのは、「、保険給付の額(第百六十二条の三第五項の規定により加算された額を除く。)」と、第三十七条第一項から第三項まで、第四十条及び第四十五条中「受給権者」とあるのは「受給権を有する者」と、第四十条中「政府」とあり、第四十条及び第四十条の二中「社会保険庁長官」とあるのは「連合会」と、第四十一条第一項及び第四十五条中「老齢厚生年金」とあるのは「連合会が支給する老齢年金給付」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 第八十六条から第八十九条までの規定は、前項において準用する第四十条の二の規定及び第百六十二条の三第一項の規定による徴収金について準用する。この場合において、第八十六条第一項、第二項及び第五項並びに第八十七条第一項中「社会保険庁長官」とあり、並びに第八十六条第六項中「厚生労働大臣」とあるのは、「連合会」と読み替えるものとする。

3 (略)

(連合会から基金への権利義務の移転及び年金給付等積立金の移換)

第百六十五条 連合会が第百六十条第五項、第百六十条の二第三項又は第百六十一条第二項若しくは第五項の規定により給付の支給に関する義務を負っている者(以下「中途脱退者等」という。)は、基金の加入員の資格を取得した場合であつて、連合会及び当該基金の規約において、あらかじめ、連合会から当該基金に老齡年金給付(第百六十条の二第三項又は第百六十一条第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。次項から第五項まで及び第九項において同じ。)の支給に関する権利義務の移転ができる旨が定められているときは、連合会に当該権利義務の移転を申し出ることができる。ただし、中途脱退者等が連合会が支給する老齡年金給付の受給権を有するときは、この限りでない。

2 連合会は、前項の規定により権利義務の移転の申出があつたときは、当該基金に当該老齡年金給付の支給に関する権利義務の移転を申し出るものとする。

3 当該基金は、前項の規定により権利義務の移転の申出があつたときは、当該老齡年金給付の支給に関する権利義務を承継するものとする。

4 前項の規定により当該基金が当該老齡年金給付の支給に関する権利義務を承継する場合においては、連合会から当該基金に年金給付等積立金(当該老齡年金給付に充てるべき積立金に限る。)を移換するものとする。

5 第一項の申出を行う中途脱退者等は、連合会及び当該基金の規約において、あらかじめ、連合会から当該基金に連合会の規約で定める年金給付等積立金(同項の老齡年金給付に充てるべき積立金を除く。以

第百六十五条 削除

下この条から第百六十五条の三までにおいて同じ。）の移換ができる旨が定められている場合においては、当該申出に併せて、連合会に当該年金給付等積立金の移換を申し出ることができる。

6 連合会は、前項の規定により年金給付等積立金の移換の申出があつたときは、当該基金に当該申出に係る年金給付等積立金を移換するものとする。

7 当該基金は、前項の規定により年金給付等積立金の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、規約で定めるところにより、当該中途脱退者等に対し、老齢年金給付等の支給を行うものとする。

8 連合会は、第六項の規定により年金給付等積立金を移換したときは、当該中途脱退者等に係る老齢年金給付（第百六十条の二第三項又は第百六十一条第五項の規定により加算された額に相当する部分に限る。次条第四項及び第百六十五条の三第三項において同じ。）又は死亡一時金その他の一時金たる給付の支給に関する義務を免れる。

9 当該基金は、第三項の規定により当該老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継したとき、又は第七項の規定により老齢年金給付等の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該中途脱退者等に通知しなければならない。

（連合会から確定給付企業年金への年金給付等積立金の移換）

第百六十五条の二 中途脱退者等は、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であつて、連合会及び当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、連合会から当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に連合会の規約で定める年金給付等積立金の移換ができる旨が定められているときは、連合会に当該年金給付等積立金の移換を申し出ることができる。ただし、中途脱退者等が連合会が支給する老齢

年金給付の受給権を有するときは、この限りでない。

2 連合会は、前項の規定により年金給付等積立金の移換の申出があつたときは、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出に係る年金給付等積立金を移換するものとする。

3 当該確定給付企業年金の事業主等（確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等をいう。第五項において同じ。）は、前項の規定により当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等が年金給付等積立金の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、規約で定めるところにより、当該中途脱退者等に対し、確定給付企業年金法第二十九条第一項各号及び第二項各号に掲げる給付の支給を行うものとする。

4 連合会は、第二項の規定により年金給付等積立金を移換したときは、当該中途脱退者等に係る老齢年金給付又は死亡一時金その他の一時金たる給付の支給に関する義務を免れる。

5 当該確定給付企業年金の事業主等は、第三項の規定により給付の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該中途脱退者等に通知しなければならぬ。

（連合会から確定拠出年金への年金給付等積立金の移換）

第六十五条の三 中途脱退者等は、企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を取得した場合であつて、連合会の規約において、あらかじめ、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に連合会の規約で定める年金給付等積立金の移換ができる旨が定められているときは、連合会に当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会への当該年金給付等積立金の移換を申し出ることができる。

ただし、中途脱退者等が連合会が支給する老齢年金給付の受給権を有するときは、この限りでない。

2 連合会は、前項の規定により年金給付等積立金の移換の申出があつたときは、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に当該申出に係る年金給付等積立金を移換するものとする。

3 連合会は、前項の規定により年金給付等積立金を移換したときは、当該中途脱退者等に係る老齢年金給付又は死亡一時金その他の一時金たる給付の支給に関する義務を免れる。

4 当該企業型年金の企業型記録関連連運管理機関等又は国民年金基金連合会は、第二項の規定により年金給付等積立金が当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に移換されたときは、その旨を当該中途脱退者等に通知しなければならない。

(政令への委任)

第六百六十五条の四 前三条に定めるもののほか、連合会からの年金給付等積立金の移換に関し必要な事項は、政令で定める。

(連合会の解散による年金たる給付等の支給に関する義務等の消滅)

第六百六十七条 連合会は、解散したときは、中途脱退者及び第四百四十七条第四項に規定する者に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであつた年金たる給付若しくは一時金たる給付でまだ支給していないものの支給又は第六百六十五条第四項若しくは第六項、第六百六十五条の二第二項若しくは第六百六十五条の三第二項の規定により解散した日までに移換すべきであつた年金給付等積立金でまだ移換していないものの移換

(連合会の解散による年金たる給付等の支給に関する義務の消滅)

第六百六十七条 連合会は、解散したときは、中途脱退者及び第四百四十七条第四項に規定する者に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであつた年金たる給付又は一時金たる給付でまだ支給していないものの支給に関する義務については、この限りでない。

に関する義務については、この限りでない。

(届出)

第七十六條 基金及び連合会は、第三十條第五項又は第五十九條第七項の規定によりその業務の一部を委託したときは、厚生労働省令の定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。委託に係る契約の条項に変更が生じたときも、同様とする。

2 (略)

第八十二條 (略)

2 (略)

3 解散した基金が、正当な理由がなく、第六十一條第一項の規定により負担すべき徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときも、第一項と同様とする。

第八十六條 基金又は連合会が、次の各号の一に該当する場合には、その役員を二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第六十條第六項、第六十條の二第五項又は第六十一條第七項の規定に違反して、通知をしないとき。

三 第六十條第七項(第六十條の二第六項及び第六十一條第八項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

四 (略)

第八十八條 第九條第二項又は第五十一條第二項の規定に違反し

(届出)

第七十六條 基金及び連合会は、第三十條第五項又は第五十九條第六項の規定によりその業務の一部を委託したときは、厚生労働省令の定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。委託に係る契約の条項に変更が生じたときも、同様とする。

2 (略)

第八十二條 (略)

2 (略)

3 解散した基金が、正当な理由がなく、第六十二條の三第一項の規定により負担すべき徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときも、第一項と同様とする。

第八十六條 基金又は連合会が、次の各号の一に該当する場合には、その役員を二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第六十條第六項、第六十條の二第五項又は第六十二條の三第七項の規定に違反して、通知をしないとき。

三 第六十條第七項(第六十條の二第六項及び第六十二條の三第八項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

四 (略)

第八十八條 第九條第二項又は第五十一條第二項の規定に違反し

て、厚生年金基金という名称又は企業年金連合会という名称を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附則

第七条の七 附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者である解散基金加入員に連合会が支給する老齢年金給付については、第百六十一条第三項中「第百三十二条第二項」とあるのは、「附則第七条の六第一項において読み替えられた第百三十二条第二項」とする。

2 附則第七条の四の規定は、附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者である場合に係る当該解散基金に係る老齢年金給付（第百六十一条第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。以下この条において「解散基金に係る代行部分」という。）について準用する。この場合において、附則第七条の四第一項から第四項までの規定中「受給権者」とあるのは、「受給権を有する者」と読み替えるものとする。

3～5 (略)

第十三条の二 附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者が解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者である場合であつて、附則第十一条又は第十一条の二の規定により当該老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されているときは、解散基金に係る老齢年金給付（第百六十一条第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。以下この条及び次条において「解散基金に係る代行部分」という

て、厚生年金基金という名称又は厚生年金基金連合会という名称を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附則

第七条の七 附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者である解散基金加入員に連合会が支給する老齢年金給付については、第百六十二条の三第三項中「第百三十二条第二項」とあるのは、「附則第七条の六第一項において読み替えられた第百三十二条第二項」とする。

2 附則第七条の四の規定は、附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者である場合に係る当該解散基金に係る老齢年金給付（第百六十二条の三第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。以下この条において「解散基金に係る代行部分」という。）について準用する。この場合において、附則第七条の四第一項から第四項までの規定中「受給権者」とあるのは、「受給権を有する者」と読み替えるものとする。

3～5 (略)

第十三条の二 附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者が解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者である場合であつて、附則第十一条又は第十一条の二の規定により当該老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されているときは、解散基金に係る老齢年金給付（第百六十二条の三第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。以下この条及び次条において「解散基金に係る代行部分」と

。) について、支給停止基準額(前条第三項第一号に規定する支給停止基準額をいう。)から当該老齢厚生年金の額を控除して得た額に解散基金に係る代行部分の額を代行部分の総額で除して得た率を乗じて得た額(第五項において「支給停止額」という。)に相当する部分(その額が解散基金に係る代行部分の額以上であるときは、解散基金に係る代行部分の全部)の支給を停止する。

25 (略)

第十三条の八 附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者である解散基金加入員に連合会が支給する老齢年金給付については、第百六十一条第三項中「第百三十二条第二項」とあるのは、附則第十三条の七第一項において読み替えられた第百三十二条第二項」とする。

2 附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者である場合であつて、附則第十三条の六第二項において読み替えられた同条第一項の規定により当該老齢厚生年金がその全額又は当該老齢厚生年金(加給年金額が加算されているものに限る。)の額から加給年金額を控除して得た額に相当する部分の全額につき支給を停止されているときは、解散基金に係る老齢年金給付(第百六十一条第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。以下この条において「解散基金に係る代行部分」という。)について、支給停止基準額から当該老齢厚生年金の額(加給年金額を除く。)を控除して得た額に解散基金に係る代行部分の額を代行部分の総額で除して得た率を乗じて得た額(第四項において「支給停止額」という。)に相当する部分(その額が解散基金に係る代行部分の額以上であるときは、解散基金に係る代行部分の全部

いう。)について、支給停止基準額(前条第三項第一号に規定する支給停止基準額をいう。)から当該老齢厚生年金の額を控除して得た額に解散基金に係る代行部分の額を代行部分の総額で除して得た率を乗じて得た額(第五項において「支給停止額」という。)に相当する部分(その額が解散基金に係る代行部分の額以上であるときは、解散基金に係る代行部分の全部)の支給を停止する。

25 (略)

第十三条の八 附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者である解散基金加入員に連合会が支給する老齢年金給付については、第百六十二条の三第三項中「第百三十二条第二項」とあるのは、「附則第十三条の七第一項において読み替えられた第百三十二条第二項」とする。

2 附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者である場合であつて、附則第十三条の六第二項において読み替えられた同条第一項の規定により当該老齢厚生年金がその全額又は当該老齢厚生年金(加給年金額が加算されているものに限る。)の額から加給年金額を控除して得た額に相当する部分の全額につき支給を停止されているときは、解散基金に係る老齢年金給付(第百六十二条の三第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。以下この条において「解散基金に係る代行部分」という。)について、支給停止基準額から当該老齢厚生年金の額(加給年金額を除く。)を控除して得た額に解散基金に係る代行部分の額を代行部分の総額で除して得た率を乗じて得た額(第四項において「支給停止額」という。)に相当する部分(その額が解散基金に係る代行部分の額以上であるときは、解散基金に係る代行部分の全部

（）の支給を停止する。

3～5（略）

第二十条（略）

2・3（略）

4 補正拠出金算定対象額は、平準化期間の各年度において、次の各号のいずれにも該当するように定められるものとする。

一（略）

二 補正拠出金算定対象額は、イに掲げる額とロに掲げる額とが等しくなるように定められるものであること。

イ 平準化期間の各年度における補正拠出金算定対象額を積立金（厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金並びに第八十五条の二及び第六十一条第一項に規定する責任準備金をいう。）の運用収益の予測に基づき算定する予定利率として政令で定める率の複利現価法によつて平準化期間の最初の年度から当該各年度までのそれぞれの期間に応じて割り引いた額の合計額

ロ（略）

5・6（略）

（過去期間代行給付現価に係る政府の負担）

第三十条 当分の間、政府は、基金の事業年度の末日における第六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額（次条、附則第三十三条、第三十四条及び第三十八条において「責任準備金相当額」という。）が次項に規定する過去期間代行給付現価の額に照らし政令で定めるところにより算定した額を下回っている場合には、政令で定めるところにより、当該基金に対して、当該下回っている額のうち政府が負

全部（）の支給を停止する。

3～5（略）

第二十条（略）

2・3（略）

4 補正拠出金算定対象額は、平準化期間の各年度において、次の各号のいずれにも該当するように定められるものとする。

一（略）

二 補正拠出金算定対象額は、イに掲げる額とロに掲げる額とが等しくなるように定められるものであること。

イ 平準化期間の各年度における補正拠出金算定対象額を積立金（厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金並びに第八十五条の二及び第六十二条の三第一項に規定する責任準備金をいう。）の運用収益の予測に基づき算定する予定利率として政令で定める率の複利現価法によつて平準化期間の最初の年度から当該各年度までのそれぞれの期間に応じて割り引いた額の合計額

ロ（略）

5・6（略）

（過去期間代行給付現価に係る政府の負担）

第三十条 当分の間、政府は、基金の事業年度の末日における第六十二条の三第一項に規定する責任準備金に相当する額（次条、附則第三十三条、第三十四条及び第三十八条において「責任準備金相当額」という。）が次項に規定する過去期間代行給付現価の額に照らし政令で定めるところにより算定した額を下回っている場合には、政令で定めるところにより、当該基金に対して、当該下回っている額のうち政府

担することが適当であるものとして政令で定めるところにより算定した額を交付するものとする。

2 (略)

3 前二項の規定は、連合会について準用する。この場合において、第一項中「基金」とあるのは「連合会」と、「第六十一条第一項」とあるのは「第八十五条の二」と、前項中「当該基金の加入員及び加入員であつた者について当該事業年度の末日までの加入員であつた期間」とあるのは「連合会が年金たる給付の支給に関する義務を負っている者」と読み替えるものとする。

(特定基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 政府は、第一項の申出を行つた特定基金であつて、当該申出の日まで業務の運営について相当の努力をし、かつ、当該申出の日以後の事業の継続が困難であると見込まれるものとして政令で定める要件に適合すると厚生労働大臣が認めたものが解散したときは、第六十一条第一項の規定にかかわらず、責任準備金相当額に代えて、当該特定基金の加入員及び加入員であつた者が加入員でなかつたときに厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金が増加する額として政令で定めるところにより算定した額又は当該特定基金の年金給付等積立金の額のうちいずれか大きい方の額(附則第三十七条及び第三十八条において「減額責任準備金相当額」という。)を、当該解散した特定基金から徴収する。この場合において、第四百七十七条第四項、第六十一条第二項から第八項まで及び第六十二条の規定は適用せず、第三十二条第六項の規定の適用については、同項中「政令で定める額」と

が負担することが適当であるものとして政令で定めるところにより算定した額を交付するものとする。

2 (略)

3 前二項の規定は、連合会について準用する。この場合において、第一項中「基金」とあるのは「連合会」と、「第六十二条の三第一項」とあるのは「第八十五条の二」と、前項中「当該基金の加入員及び加入員であつた者について当該事業年度の末日までの加入員であつた期間」とあるのは「連合会が年金たる給付の支給に関する義務を負っている者」と読み替えるものとする。

(特定基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 政府は、第一項の申出を行つた特定基金であつて、当該申出の日まで業務の運営について相当の努力をし、かつ、当該申出の日以後の事業の継続が困難であると見込まれるものとして政令で定める要件に適合すると厚生労働大臣が認めたものが解散したときは、第六十二条の三第一項の規定にかかわらず、責任準備金相当額に代えて、当該特定基金の加入員及び加入員であつた者が加入員でなかつたときに厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金が増加する額として政令で定めるところにより算定した額又は当該特定基金の年金給付等積立金の額のうちいずれか大きい方の額(附則第三十七条及び第三十八条において「減額責任準備金相当額」という。)を、当該解散した特定基金から徴収する。この場合において、第四百七十七条第四項、第六十二条の三第二項から第八項まで及び第六十二条の四の規定は適用せず、第三十二条第六項の規定の適用については、同項中「政令で

あるのは、「附則第三十三条第三項に規定する減額責任準備金相当額」とする。

4 第四十四条の二第一項の規定は、被保険者であつた期間の全部又は一部が特定基金の加入員であつた期間である者が老齢厚生年金の受給権を取得する前に当該特定基金が第四百四十五条第二項の規定による解散の認可を受けた場合（前項の規定により政府が減額責任準備金相当額を徴収する場合に限る。）における当該特定基金の加入員であつた期間（連合会又は他の基金がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間を除く。）については、適用しない。

5 前項に規定する場合において、当該特定基金の加入員又は加入員であつた者が老齢厚生年金の受給権者であるときは、第四十四条の二第一項の規定にかかわらず、当該老齢厚生年金の額は当該特定基金の加入員であつた期間（連合会又は他の基金がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間を除く。）が基金の加入員であつた期間でないものとして同項の規定の例により計算した額とするものとし、当該特定基金が解散した月の翌月から、当該老齢厚生年金の額を改定する。

6・7 (略)

(特定基金が解散する場合における責任準備金相当額の納付の猶予等)

第三十四条 (略)

2~4 (略)

5 政府は、前項の承認を受けた特定基金が解散したときは、第六十条第一項の規定にかかわらず、責任準備金相当額を当該解散した特

定める額」とあるのは、「附則第三十三条第三項に規定する減額責任準備金相当額」とする。

4 第四十四条の二第一項の規定は、被保険者であつた期間の全部又は一部が特定基金の加入員であつた期間である者が老齢厚生年金の受給権を取得する前に当該特定基金が第四百四十五条第二項の規定による解散の認可を受けた場合（前項の規定により政府が減額責任準備金相当額を徴収する場合に限る。）における当該特定基金の加入員であつた期間（連合会がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間を除く。）については、適用しない。

5 前項に規定する場合において、当該特定基金の加入員又は加入員であつた者が老齢厚生年金の受給権者であるときは、第四十四条の二第一項の規定にかかわらず、当該老齢厚生年金の額は当該特定基金の加入員であつた期間（連合会がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間を除く。）が基金の加入員であつた期間でないものとして同項の規定の例により計算した額とするものとし、当該特定基金が解散した月の翌月から、当該老齢厚生年金の額を改定する。

6・7 (略)

(特定基金が解散する場合における責任準備金相当額の納付の猶予等)

第三十四条 (略)

2~4 (略)

5 政府は、前項の承認を受けた特定基金が解散したときは、第六十条の三第一項の規定にかかわらず、責任準備金相当額を当該解散し

定基金から徴収するに当たり、当該納付計画に基づいて、納付の猶予をするものとする。この場合において、第四百四十七条第四項、第六百六十二条第二項から第八項まで及び第六百六十二条の規定は適用せず、第六百三十八条第六項の規定の適用については、同項中「当該解散する日における年金給付等積立金の額が、政令で定める額を下回るときは、当該基金は、当該下回る額を」とあるのは、「当該基金は、当該基金の清算が結了するまでの間、附則第三十四条第五項の責任準備金相当額を政府に納付するためにその不足する額を、設立事業所の事業主から掛金として徴収するものとする。ただし、附則第三十五条第三項の規定により納付計画の承認が取り消された場合は、当該基金は、その不足する額を」とする。

6～9 (略)

た特定基金から徴収するに当たり、当該納付計画に基づいて、納付の猶予をするものとする。この場合において、第四百四十七条第四項、第六百六十二条の三第二項から第八項まで及び第六百六十二条の四の規定は適用せず、第六百三十八条第六項の規定の適用については、同項中「当該解散する日における年金給付等積立金の額が、政令で定める額を下回るときは、当該基金は、当該下回る額を」とあるのは、「当該基金は、当該基金の清算が結了するまでの間、附則第三十四条第五項の責任準備金相当額を政府に納付するためにその不足する額を、設立事業所の事業主から掛金として徴収するものとする。ただし、附則第三十五条第三項の規定により納付計画の承認が取り消された場合は、当該基金は、その不足する額を」とする。

6～9 (略)